

令和7年度第1回
朝霞市総合教育会議議事録

令和8年2月2日

市長公室 政策企画課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度 総合教育会議（第1回）		
開催日時	令和8年2月2日（月） 午後2時00分～午後3時10分		
開催場所	ゆめぱれす（市民会館） 会議室（梅）		
出席者の職・氏名	別紙のとおり		
欠席者の職・氏名	なし		
議題	別紙のとおり		
会議資料	別紙のとおり		
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
傍聴者の数	0名		
その他の必要事項	なし		

令和7年度第1回

朝霞市総合教育会議

令和8年2月2日（月）
午後2時00分から
午後3時10分まで
ゆめぱれす（市民会館） 会議室（梅）

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - （1）第3期教育振興基本計画の策定について
 - （2）業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
 - （3）スペシャルサポートルームについて
 - （4）探究的な学びについて
 - （5）その他
- 4 閉会

出席委員（6人）

市	長	松	下	昌	代	
教	育	長	二	見	隆	久
教育長職務代理者		平	木	倫	子	
委	員	高	橋	松	久	
委	員	森	島	史	枝	
委	員	上	野	正	道	

事務局（12人）

事務局	市長公室長	又賀俊一
事務局	学校教育部長	福士昌三
事務局	生涯学習部長	奥山雄三郎
事務局	市長公室次長兼政策企画課長	櫻井正樹
事務局	市長公室政策企画課長補佐	山本雅裕
事務局	市長公室政策企画課政策企画係長	石崎博貴
事務局	学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
事務局	学校教育部教育総務課主幹兼課長補佐	河本幸雄
事務局	学校教育部教育管理課長	横瀬修克
事務局	学校教育部教育指導課長	手島牧子
事務局	学校教育部教育指導課指導主事	深谷俊輔
事務局	学校教育部学校給食課長	星加敏昭

資料一覧

- ・令和7年度 第1回 朝霞市総合教育会議 次第
- ・資料1 第3期朝霞市教育振興基本計画（案）
- ・資料2 朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）
- ・資料3 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）について
- ・資料4 朝霞市の進める探究的な学びについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・山本政策企画課長補佐

それでは、定刻となりましたので、「令和7年度第1回朝霞市総合教育会議」を開会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます、政策企画課の山本です。よろしくお願いいたします。

会議の開会に当たりまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前に配布させていただいております、「資料1 第3期教育振興基本計画（案）」、「資料2 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」、「資料3 スペシャルサポートルームについて」、「資料4 探究的な学びについて」の4点でございます。

また、本日机の上に会議次第と名簿を置かせていただいております。資料等はお手元にごございますか。御確認ありがとうございます。

開会に当たり、松下市長にごあいさつをお願いします。

◎2 あいさつ

○松下市長

皆さまおはようございます。教育委員会委員の皆さまにおかれましては、日頃より本市の教育行政に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆さまの御協力のおかげで、令和7年度は第六小学校・第九小学校における増築校舎の供用を開始し、35人学級への対応が整いました。また、こどもの居場所づくりとして、第六・第八小学校にて「居場所提供型 放課後子ども教室」をスタートできたことも、大きな成果と捉えております。重ねて感謝申し上げます。

さて、本日の総合教育会議は、これからの教育環境の整備・充実など、本市が重点的に取り組むべき施策について協議を行う重要な場です。

本日は4点の議題を用意しております。ぜひ、それぞれの専門的見地から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、実りある会議となりますよう御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○事務局・山本政策企画課長補佐

それでは、議事に入ります。朝霞市総合教育会議設置要綱第4条第1項において、市長が本会議の議長となることが規定されていますことから、市長に議事の進行をお願いします。

○松下議長

それでは、会議に入りたいと思いますが、議事に入る前に、本会議は原則公開と決定し、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で、入場していただきますので御了承ください。

◎3 議題（1）第3期教育振興基本計画の策定について

○松下議長

それでは、次第に基づき会議を進めさせていただきます。

本日の議題（1）「第3期教育振興基本計画の策定」について、説明してください。

○事務局・関口学校教育部次長兼教育総務課長

第3期朝霞市教育振興基本計画（案）について、説明します。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育振興の施策に関する基本的な計画です。現行の第2期計画の計画期間が令和7年度末までとなっていることから、今年度見直しを行い、令和8年度から令和12年度までの第3期計画を策定するものです。また、進捗の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、執行状況について、点検・評価を行い公表することとしています。

それでは32ページを御覧ください。

基本理念は、朝霞市における教育の基本的な理念で、第2期計画の「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」から、第3期計画では「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。この基本理念は、豊かな心を通じ、こどもたちが変化に主体的に向き合い、多様な他者と関わりながら、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育てていくという意味が込められています。また、現行の第2期計画で育ててきた「生きる力」を土台とし、未来に向かって生き抜く力を育てていくという、第2期計画からの連続性も表しています。

続いて33ページには、基本方針を記しています。

これは、基本理念を踏まえ、施策を実施していくための基本的な方針となります。

1つ目は、「学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、より良い社会を創造することもたちをはぐくみます」としています。これは、より良い社会を創造することもたちを育むためには、こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育に留まらず、社会全体の向上を目指すことが必要であり、そのために、こどもたちが責任感や創造力を持って社会に貢献できるよう環境を整えることを目指すという意味が込められています。

2つ目は、「一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します」としています。これは、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワークを構築する必要があり、そのために、芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる社会を目指すという意味が込められています。

次に、38ページを御覧ください。ここから、44ページまでが、先ほどの基本理念を実現するための施策の体系図です。

施策における第2期計画からの主な変更点は、大柱の追加です。

大柱は、第2期計画では、「学校教育」、「生涯学習」、「スポーツ・レクリエーション」、「地域文化」の4本となっていました。第3期の計画では、これらに「人権・多様性の尊重」を加え5本としており、それに付随して基本目標も10個から13個に増えています。また、13の基本目標の下には、46の施策、113の主な取組を定めています。

なお、本計画の大柱、基本目標、施策については、現在策定中の第6次朝霞市総合計画の大柱、中柱、小柱と概ね同じものとしており、整合を図っています。

次に、今回の第3期計画で新たに位置づけた、主な施策について説明します。

資料の48ページを御覧ください。

基本目標1「持続可能な社会の創り手の育成」の施策3「こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実」を新たに位置づけています。これは、令和5年に発生した教職員逮捕事件を受け、改めて、こどもの人権の遵守と、こどもの権利条約など、こどもの人権の趣旨に則った教育の推進を記述したものです。

次に、53ページを御覧ください。

基本目標2「確かな学力と自立する力の育成」においては、施策1「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を新たに設けたほか、施策5として「特別支援教育の推進」を新たに位置づけ、4つの取組を位置づけ、施策を強化しています。

次に、59ページを御覧ください。

基本目標3「多様なニーズに対応した教育の推進」ですが、こちらは今回、新たに基本目標としたものです。内容は、施策2「学校に行きづらい子どもたちへの支援の推進」において、学校に行きづらくなっている子どもたちへの居場所づくりとして、スペシャルサポートルームの設置などを位置づけ、施策3「一人一人の状況に応じた支援」では、医療的な支援を必要とする児童生徒への支援等を位置づけています。

次に、資料の66ページを御覧ください。

基本目標4「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」の、施策2「学校の組織・運営の改善」を新しく位置づけ、いわゆる教員の働き方改革を目指していきます。また、施策6「安全・安心で持続可能な学校給食の提供」については、第3期計画から新たに給食に関する施策を位置づけ、「学校給食費の適正な運用」、「学校給食センターの適切な運営」、「施設・設備の適切な維持管理」を主な取組としています。

次に、71ページを御覧ください。

こちらの基本目標5「学校施設の適切な維持・管理」についても、第3期計画から新たに基本目標とし、老朽化した学校施設の改修改築や、過大規模校やプール指導のあり方などの教育課題に対する施設面での解決策の検討を位置づけています。

次に、75ページを御覧ください。

基本目標6「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進」の施策2「生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備」において、今後地域展開が見込まれるクラブ活動について環境整備、外部指導員の配置、休養日の適正化などを位置づけています。

次に、80ページを御覧ください。

基本目標7「生涯にわたる学びの推進」の施策2「学習情報の提供と学習機会の充実」の主な取組(ウ)「多様な学びの場の充実」では、障害のある人とない人が共に学び、交流する学びの場づくりの充実を位置づけています。

次に、81ページを御覧ください。

施策4「放課後のこどもの居場所づくり」を新たに位置づけ、放課後や長期休業期間等の子どもたちの居場所の確保に努めることを位置づけています。放課後子ども教室となります。

次に、96ページを御覧ください。

こちらの基本目標13「人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援」については、第3期計画から新たに基本目標とし、学校教育及び社会教育における人権教育の推進を新たに位置づけています。

次に、資料の101ページからは、第3期計画の進行を管理するための指標を定めています。

説明は以上です。

○松下議長

ただいま、説明をしていただきました。

何か御意見等がありますか。

○上野教育委員会委員

計画の基本目標に「学校施設の適切な維持・管理」とありますが、今後、学校施設をどのように維持管理していくのでしょうか。

○事務局・関口学校教育部長兼教育総務課長

現在、学校施設長寿命化計画を策定しておりますので、この計画に基づき維持管理を進めていく予定です。

○森島教育委員会委員

資料80ページに(ウ)「多様な学びの場の充実」とありますが、現状、具体的に検討

しているものはあるのでしょうか。

○事務局・奥山生涯学習部長

令和8年度においては具体的な取組は未定ですが、研修に参加するなど、事業化に向けた検討を進めていきたいと考えています。

○二見教育長

障害をもった方への学習の仕組みづくりも進めていきたいと考えています。

○平木教育長職務代理者

今回の計画に、人権に関する施策や取組が多く盛り込まれている理由を教えてください。

○事務局・関口学校教育部次長兼教育総務課長

令和5年に発生した教職員逮捕事件を受け、改めて、こどもの人権の遵守と、こどもの権利条約など、こどもの人権に趣旨に則った教育の推進を位置づけました。

○高橋教育委員会委員

こどもの権利を大事にしつつ、先生たちも主体性をもって進められるようにしてもらいたいと考えます。

○松下議長

貴重な御意見をありがとうございます。

第3期教育振興基本計画では、基本理念を「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」として、施策を進めていくということです。市としても第6次総合計画とあわせて、教育委員会と協力して進めていきたいと考えています。

◎3 議題（2）業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

○松下議長

次に、議題（2）「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」について、説明してください。

○事務局・横瀬学校教育部教育管理課長

それでは、朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について、説明します。

初めに、本計画を策定する背景についてです。

令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、令和8年4月1日から施行されます。この法改正により、教育委員会には、教職員の業務量を適切に把握・管理し、長時間勤務の縮減や健康確保のための取組を体系的に定めた計画を策定し、公表するとともに、毎年度その実績を検証し、必要な改善を行うことが、法律上義務付けられました。従いまして、本計画は、教育委員会が任意で定める内部方針ではなく、法令に基づき市として策定が求められている「法定計画」となります。

今回の改正では、教職員の時間外在校等時間について、従来のも45時間、年360時間の上限に加え、新たに月平均30時間以内という目標が明確に示されました。これにより、時間外勤務の縮減は「努力目標」という位置づけから、市として確実に改善を進めるべき必達課題へと位置づけが強まったものと受け止めています。合わせて、本計画は文部科学省が示す関係指針や「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校が担うべき業務、学校以外が担うべき業務、教師が担う業務の整理を前提とした内容としています。

次に、本計画の位置づけについてです。

計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間としています。本市がこれまで進めてきた教職員の働き方改革の取組を引き継ぎつつ、改正給特法に対応した計画として整理したものです。本計画は、教育委員会の内部方針に留まるものではなく、総合教

育会議への報告、市民への公表を通じて、市全体で共有することが前提となっています。これは、業務量の削減や健康確保の取組を着実に進めていくためには、人的体制の確保や業務の進め方の見直し、環境整備など、財政面への影響も考慮しながら検討・実施すべき施策が含まれることから、教育委員会単独の取組としてではなく、市長部局と課題認識や方向性を共有し、市全体の施策として連携して進めていく必要があるためです。

それでは、計画の概要について説明します。

本計画は、全体で8章からなる構成となっており、第1章で計画の基本的事項を整理し、第2章で本市の現状と、これまでの取組の評価・検証を行っています。その結果を踏まえ、第3章で課題を明確化し、第4章で基本方針を示しています。続く第5章では、達成すべき数値目標と段階的な計画を設定し、第6章、第7章で具体的な取組内容を整理しています。最後の第8章で、推進体制と進捗管理、評価の方法を定めています。

次に、主な内容の要点でございます。

第2章では、「令和6年度末までに月45時間以内の教職員の割合を100%とする」という従前の目標が未達成であり、依然として高い水準にある現状を整理しています。本市の小学校、中学校別の、月45時間と80時間、年間360時間を超える教職員の割合を、年度ごとに整理しています。小学校、中学校共に年々減少傾向にはあります。第3章では、特に「業務負担の偏在」と「業務内容の属人化」を本市の重要な課題として位置づけています。第5章では、数値目標を段階的に設定し、まずは月45時間・年360時間の達成を着実に進め、その後、月平均30時間という新たな目標への対応を図る考え方としています。第6章・第7章では、業務量の適正管理と健康確保を両輪とし、業務の見直し、体制整備、勤務時間管理、メンタルヘルス対策などの取組を体系的に整理しています。第8章では、教育委員会と各学校が連携し、負担軽減検討委員会を中心にPDCAサイクルで進捗管理と評価を行う体制を示し、この中に総合教育会議も位置づけています。

本計画は、教職員の負担軽減のみを目的としたものではありません。

教職員が健康で、安心して働き続けられる環境を整えることが、結果として教育の質の維持・向上につながり、子どもたちのより良い学びを支えることにつながるものと考えています。本計画について、市長部局と課題意識や方向性を共有し、市全体として連携しながら、着実に取組を進めていきたいと考えています。

今後、本日の総合教育会議を踏まえ、誤字等を含めた所要の整理・修正を行った上で、教育委員会に諮る予定です。

説明は以上です。

○松下議長

ただいま、説明をしていただきました。

何か御意見等がありますか。

○上野教育委員会委員

計画の策定まで、どのような手続きを経たのか教えてください。

○事務局・横瀬学校教育管理部教育管理課長

本計画については、初めに、校長研究協議会で、計画策定の背景や計画内容、策定までの手順等について説明をしています。

次に、教育委員会に設けている負担軽減検討委員会を開催し、具体的な計画案について説明し、意見を頂いています。併せて、このタイミングで各学校長宛てに教職員への周知を依頼するとともに、教職員から意見を頂く機会を設けています。

その後、最終案を再度負担軽減検討委員会に確認いただき、本計画案としています。

本日の総合教育会議を経て、今後、教育委員会で議決いただき、各学校へ通知するとともに、ホームページで公表する予定です。

○森島教育委員会委員

学校からはどのような意見があったか教えてください。

○事務局・横瀬学校教育部教育管理課長

学校からは、計画の実効性に関して、主に次のような意見が寄せられました。

まず、いわゆる「業務の3分類」について、具体的な取組内容や具体策を問う意見、国において業務の担い手が明確に示されていないため業務整理や役割分担が進まず、混在が継続するのではないかとの意見、また業務の具体的な移行先や実現の目途を問う意見がありました。

次に、計画全体について、現状を踏まえると、時間外在校等時間の削減という成果につながるのか懐疑的であるとの意見が寄せられました。さらに、業務の特殊性から属人化の防止には限界があるとの指摘や人的支援の充実を求める意見があった一方、単なる人数増ではなく、質を重視すべきとの意見もありました。

これらの意見を踏まえ、今後においても、教職員の意見を丁寧に受け止めながら、計画を推進していきます。

○二見教育長

この計画は法定計画なので、策定義務があるものですが、策定に当たっては学校から様々な意見を頂き、議論しながら検討を進めてきました。実効性のある計画とするためにも、教育委員会も教職員も意識を変えることが重要であると考えています。

○平木教育長職務代理者

近年の学校教育は大きな転換期を迎え、これまでとは違った環境の整備が求められています。朝霞市のこどもたちの学びの環境がより充実したものとなるよう、教員の環境を整えることが必要です。市長部局には、状況を共有し、共に進めていきたいと考えています。

○松下議長

貴重な御意見をありがとうございます。

引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスや事務負担の軽減などのための方策を進めていただきたいと思います。

◎3 議題（3）スペシャルサポートルームについて

○松下議長

次に、議題（3）「スペシャルサポートルーム」について、説明してください。

○事務局・手島学校教育部教育指導課長

増加し続ける不登校児童生徒支援のために学びを保障する「校内教育支援センター」、いわゆる「スペシャルサポートルーム」について説明させていただきます。

初めに、校内教育支援センターとは、空き教室を活用して、不登校や集団生活に不適合傾向のある児童生徒等を支援する教室のことであり、その手立てとしての場所をスペシャルサポートルームと呼んでいます。英語での頭文字を取って、SSRとも言われます。

本日は、国や朝霞市の現状、国の方針、そしてスペシャルサポートルームについての説明と、市として設置促進の必要性とそれに伴う効果について説明します。

まず、不登校の現状についてですが、令和6年度における全国の不登校児童生徒数は35万3,970人と過去最多となっています。依然として不登校児童生徒数は増加傾向となっている中、本市でも増加傾向にあり、喫緊の課題の1つとなっています。

また、本市の不登校出現率は比較的高いことも懸念しているところです。このような現状から、不登校児童生徒の増加に対する保護者や地域の関心は、大変高いものとなっています。

次に、国の方針についてですが、スペシャルサポートルームは、令和5年3月に文科省

から発表された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）において非常に重要な役割を果たしており、文科省は設置の促進を呼びかけています。「目指す姿」の最初に「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。」と掲げられており、その手立てとしてスペシャルサポートルームの設置が示されています。

続いて、スペシャルサポートルームについて説明します。

今年度は9月から、市長や市長部局の御理解・御支援により、朝霞第六小学校のスペシャルサポートルームに人員を配置させていただくことができました。

市内には中学校区ごとにさわやか相談室が設置されていますが、基本的には、こちらは週に1度さわやか相談員とスクールカウンセラーも配置される相談的支援を進める場であり、スペシャルサポートルームは教室に入れられない子の居場所としてこどもの実態に応じた学習支援や相談支援を進めていく場であることから、その性質は異なるものです。

また、このほかにも市ではこども相談室、AIドリルを活用した学習支援、スクールソーシャルワーカーのようなアウトリーチ支援、タブレット端末を活用し教室とこどもをつなぐオンラインによる学習支援、メタバース学習支援などに取り組んできましたが、すべてスペシャルサポートルームにおける支援とはその目的が異なるものです。

スペシャルサポートルームは、家から何とか出て、まずは学校に来ることだけを目標にする子。教室以外の場で、本を読んだり、自習をしたり、教室とつながってオンラインで学習したりすることを目標にする子。友達と話したり、一緒に学習したりして人間関係力を身に付けることを目標にする子など、こどもの実態に応じた目標を設定して、丁寧に寄り添い、対面でコミュニケーションを取りながら支援をしていきます。

結果として、学校に自分の居場所があり、支援員や教員、友達と関わる中でさらに力を伸ばしていくことができたという成果があったとの話を聞いています。

人員の配置を伴うスペシャルサポートルームを設置する必要性は大きく、主に4つのメリットが考えられます。1つ目、不登校の早期発見・早期支援につながる。2つ目、学びの継続と教育機会の確保となる。3つ目、保護者の安心・信頼感向上につながる。4つ目、教員の負担軽減につながる。以上の4つです。

特に、支援員の配置により教員の負担が軽減されます。現在、多くの学校が校内体制の努力により、スペシャルサポートルームを設置していますが、現状としてその運営は大変厳しいものがあります。管理職はもちろん、専科による授業等により空きコマとなっている教員がその対応をする仕組みとなっていますが、当然他の校務もある中で、常駐することはできません。地域人材を活用している学校もありますが、やはり常駐することはできません。また、教員の超過勤務が懸念されている中では、在校等時間の増加につながりかねません。

何らかの事情を抱えて、教室に行きづらくなってしまっている子どもたちにとって、「いつも受け入れてもらえる場所」、「いつも同じ顔の人が待っていてくれる場所」、「時間に余裕をもって滞在できる場所」であることの重要性とその効果は非常に大きなものとなっています。

令和8年1月30日現在、近隣3市のほか、県内10市でスペシャルサポートルーム対応専門の人員配置を行っています。調査によりますと、これらのすべての市で今後は全校設置に向けて拡大をしていくとのことでした。

なお、現在、市内すべての小中学校にスペシャルサポートルームを設置し、人員を配置している市もあります。

最後に、現在朝霞第六小学校には、会計年度任用職員を2名配置していますが、その大きなメリットについて3つ挙げさせていただきます。1つ目、多くの目で多角的に見ることが出来るため、早期の正しい支援につながります。2つ目、子どもたちの状況に応じ

て、専門家や保護者と連携する必要があるため、その相談支援を行います。3つ目、個々に合った学習支援や生活支援が必要な子どもたちに、落ち着いた環境づくりを提供することができます。

より多くの目で多角的にこどもの様子を丁寧に見守り、正しい支援につなげることは必要不可欠です。また、スペシャルサポートルームの支援員は、学習支援だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、児童生徒の相談支援のほか、保護者との連携や相談支援も行います。

なお、市内すべての中学校にスペシャルサポートルームを設置、各校2名の支援員を配置した結果、不登校による長期欠席者が大きく減少し、学校復帰につながったという効果があったというデータがあります。

以上のことから、本市においても、不登校児童生徒の声に丁寧に耳を傾け、学びを保障していくスペシャルサポートルームの設置の拡充と、複数の人員配置が有効と考えています。

説明は以上です。

○松下議長

ただいま、説明をしていただきました。

何か御意見等がありますか。

○高橋教育委員会委員

資料にある「不登校児童生徒数 (%)」の意味を説明してください。

○事務局・手島学校教育一部教育指導課長

例えば、小学生ならば「1,000人当たり25.7人の不登校児童が存在する」ということになります。

○森島教育委員会委員

スペシャルサポートルームの設置状況を教えてください。

○事務局・手島学校教育一部教育指導課長

現在、8校が自校努力で開設しています。

○平木教育長職務代理者

全校で設置した場合のメリットに関する説明がありましたが、今後の予定を教えてください。また、メタバースとはどのようなものか教えてください。

○事務局・手島学校教育一部教育指導課長

今後の予定としては、不登校児童が多い学校や、空き教室がある学校から順次進めていきたいと考えています。

○事務局・深谷学校教育一部教育指導課指導主事

メタバースとは、インターネット上に構築された3次元の仮想空間であり、ユーザーが「アバター」と呼ばれる分身を通じて自由に行動できるデジタル世界のことを指します。

○高橋教育委員会委員

スペシャルサポートルームの先進地域はどこなのでしょう。また、不登校児童が学校へ復帰できたというデータはあるのでしょうか。

○事務局・手島学校教育一部教育指導課長

県内では、戸田市や蕨市が早くから全校で開設しています。詳細なデータはありませんが、子ども同士の関わり合いの結果、教室に行くことができた子もいると聞いています。

○二見教育長

メタバースは県の新規事業でもあります。教育委員会としては、推進していきたいと考えています。

○事務局・福士学校教育部長

COCOLOプランは令和5年から始まった取組なので、全国的にも模索しながら進めている状況です。

○上野教育委員会委員

現状で、市内の学校で空き教室はどのくらいあるのでしょうか。

○二見教育長

空き教室はあまりありませんが、第二小学校の和室など、ちょっとしたスペースにもスペシャルサポートルームは開設できることとなっています。

○松下議長

貴重な御意見をありがとうございます。

スペシャルサポートルームについては、既存の設備等を有効に活用していただくとともに、人員体制については、近隣の実施状況を参考にしながら、教育委員会の中で、よく検討していただきたいと思います。

◎3 議題（4）探究的な学びについて

○松下議長

次に、議題（4）「探究的な学び」について、説明してください。

○事務局・手島学校教育部教育指導課長

探究的な学びについて、その内容と、なぜ今市全体で取り組む必要があるのか。また、教育委員会としての支援策と今後の展望について、説明します。

探究的な学びは、社会の変化に対応する力や自ら考える主体性の育成のために不可欠と言われています。これまでの教師主体、教師主導の学習ではなく、子どもたちが自ら問いを見つけ、学び、これまで得た知識を活用して解決に向かいます。まさに、「学びを子どもに委ねる」という、新時代の学校教育の中核をなすものと言えます。

探究的学習を軸として行う総合的な学習の時間の「学習指導要領解説」には、「物事の本質を探ってみ極めようとする、一連の知的営み」と表記されています。このような力を育てていくために、教育の大転換期にあって、これからの学校教育は、一斉指導による教え込みや正解主義から脱却し、子ども主体の学習へ変わっていく必要があります。

探究的な学習の大きな特徴として、今、実社会において活躍している人々と直接関わったり、学校外の場で多くの地域の人と関わったりしながら学びを深めるという活動があります。また、AIにはできない「問いを立てること」も、デジタル社会において活躍できる子どもたちの育成に欠かせないものと考えられます。

この必要性を鑑み、朝霞市としては、子どもが主体となり、興味・関心を持つ課題について、これまで様々な教科で身に付けた力を発揮し、汎用させながら解決していくという学びを進めていきます。また、社会が総がかりでその学びに仕向けていく仕組みが必要です。まずは、今後の計画を校長会で周知し、取組の推進となるモデル校の募集を行っているところです。

なお、市でこの取組を展開していくに当たっては、教職員はもちろん、広く保護者、地域にもこの意図や目的、協力要請等を図っていくことが重要となります。朝霞市教育委員会が力を入れていく新しい学びの形について、その内容について説明し、「探究的な学び」の教育を受けてこなかった方々にも理解を求めていくことが重要です。

そこで、教職員や一般に向けたリーフレットを作成し、配布やホームページにて発信していく準備を進めています。

しかしながら、子どもたち一人一人の学びたい課題を担当が一人で望ましい方向に導き、支援をすることには限界があります。そこで、教育委員会として体制の整備を支援していきます。保護者や地域住民、あるいは地域の企業等の方々と連携体制を構築・整備

し、社会総がかりで朝霞の子どもたちを育むという信念の下、市全体として進めていくものです。すでに、教育課程検討委員会と抱き合わせて、地域企業の方々と協議会で話すほか、多種多様な施設や企業、大学に説明に伺い、協力を依頼しているところです。

そして、この仕組みを持続可能にしていくために大切なことが、豊富で確実な人材の確保です。地域社会に学ぶということは、当然仕事をしている方々の時間を頂く状況になります。「子どもたちのためなら」と、ボランティアで御協力してきてくださった方々がほとんどですが、高齢化などの事情により、世代が変わっていくこともあります。そのような時に、「人が変わったら支援が止まってしまった」となることは、避けなければなりません。子どもたちの学びを止めないために、また、学びの場を豊富に確保し、開拓していくためにも、今後はこの取組をしっかりと予算化し、謝礼を支払うことのできる持続可能な体制にしていく必要があると考えています。

最後に、教育は、「人づくりであり、未来づくり」であります。教育委員会としましては、引き続き、松下市長をはじめとする市長部局の御理解と御協力の下、子どもたちを真ん中に据え、一人一人の持つ可能性を最大限引き出し、直面する問題の最適解、納得解を他者とコミュニケーションを取りながら見つけ出す力を育てていくために、朝霞の教育を力強く推進していきます。

説明は以上です。

○松下議長

ただいま、説明をしていただきました。

何か御意見等がありますか。

○二見教育長

令和の学校教育を進めるためには、教員も変化していかなければなりません。AIが様々な分野で活用されていますが、AIに負けない子どもを育てていく必要があります。

○松下議長

貴重な御意見をありがとうございます。

自ら課題を見つけ、必要な情報を収集、整理・分析し、まとめて表現する「探究的な学び」は、こどもの自発的な学習していく上で重要なことと考えます。今後も創意工夫し、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」を推進していただきたいと思います。

◎3 議題（5）その他

○松下議長

議題（5）「その他」になりますが、皆さまから何かありますか。

なければ、私の方から学校給食費の保護者負担について御意見を伺いたいのですが、学校給食については、これまで学校給食費の令和5年度改定分及び令和7年10月改定分の一部の公費負担を実施するとともに、令和7年7月から9月分の学校給食賄材料費を増額するなど、市としても支援をしてきました。

このたび、学校給食費の保護者負担軽減、いわゆる給食費無償化について、国から方向性が示されましたので、まずはその内容について担当から説明してください。

○事務局・星加学校教育部学校給食課長

国の学校給食費の保護者負担軽減、いわゆる給食費無償化については、公立の小学校で、児童一人当たり月5,200円を基準額として、国と県が支援するとなっています。

国は、支援額と給食費との間に差額が生じた場合には、市町村の判断により、保護者に負担を求めることについても可能としています。これに当てはめると、本市の現在の小学校の給食費は6,000円ですので、国・県の支援額との差額は800円となります。また、中学校については国の支援の対象外とされていますので、現在の中学校における給食費の6,800円が保護者負担となる見込みです。

○二見教育長

本市では、近年の急激な物価高騰に対応するため、令和7年10月に給食費の改定を行い、小学校の給食費を月額6,000円、中学校を6,800円としています。小学校では、4月から国・県の5,200円の支援が実施される見込みですが、現在の本市における質の高い安心安全な給食を安定的に提供するためには、この小学校6,000円、中学校6,800円の給食費は、必要な額であると考えています。

○松下議長

私も、現在の給食の質は維持すべきであると考えています。先の議会でも答弁しましたが、給食費については、全額国費で賄われるべきであるという考えに変わりはありません。その上で、現在の給食費との間に800円の差額が生じることが見込まれる現段階においては、差額について保護者負担を念頭に検討していただきたいと思います。

○平木教育長職務代理人

国の方針、また、学校給食法の主旨に照らせば、小学校における800円の保護者負担はやむを得ないものと考えますが、小学校と中学校の保護者負担に大きな差があることが気になります。小学校の保護者負担が800円、中学校が6,800円ということだと、小中学校の保護者の負担に大きな乖離が生じてしまいます。

原則は承知していますが、市として何らかの対応ができないかと思えます。

○松下議長

御意見を頂き、ありがとうございます。

学校給食の賄材料費に係る経費については、学校給食法で保護者の負担とされており、本市としてもこの原則どおりで考えていますので、小学校については、国の公費負担を引いた800円で、保護者負担をお願いしたいと考えています。

一方、教育委員の皆さまのおっしゃるとおり、国の公費負担のある小学校と比べて、公費負担のない中学校では、保護者の負担に大きな乖離が生じることとなります。

現在、令和8年度の予算編成を行っていますので、中学校の保護者負担軽減について、どのような対応ができるか検討してみたいと思いますが、事務局が現在予算計上している内容はどのようになっていますか。

○事務局・星加学校教育課長

令和8年度の当初予算には、中学校の給食費の6,800円の半額に当たる3,400円を市で負担し、保護者にも同額の3,400円を負担いただく案を計上し、検討を行っています。支援額を3,400円とした根拠は、現在実施している小学校1,150円、中学校1,250円の支援を1年間実施した場合の支援額の範囲内で中学校の支援を行うことを想定し、積算したものです。

保護者に学校給食費の半額に当たる3,400円を負担していただくと、中学校に係る学校給食費の予算額が、約2億5,600万円から約1億2,800万円となり、この差額の約1億2,800万円が市の負担となります。また、市の負担分については、国の重点支援地方創生臨時交付金を充てることを見込んでいます。

なお、賄材料費の総額は変更ありませんので、中学校に係る分としては、約2億5,600万円となります。

○松下議長

事務局案をベースに令和8年度予算案の検討を行い、令和8年3月市議会定例会に上程し、承認いただければ、市として保護者負担の軽減をできるものと考えています。

もう1点お聞きしたいのですが、学校で実施している防災についての取組状況と、あわせて学校と地域がどのように連携して防災に取り組んでいるのか、その状況について教えてください。

○事務局・手島学校教育一部教育指導課長

学校において実施している防災の取組としては、各学校の安全教育に関わる年間指導計画に基づいて実施し、必要に応じて地域と連携しながら学習を進めています。具体的には、朝霞第六小学校の5年生が、総合的な学習の時間の探究課題として、「防災」を設定しており、市の危機管理室と連携したり、朝霞市地域防災アドバイザーの防災講座を行ったりするなど、児童の防災意識の向上を図っています。2月には保護者や地域の方に向けて「防災フェスティバル」を開催し、1年間の学びの集大成として、「非常食アレンジ」や「防災すごろく」などの学習成果を発表する予定です。

また、朝霞第五小学校においては、「避難所開設訓練」を、校内研修に位置づけ、教職員の防災意識の向上や非常時の地域との連携に向けて、夏休みに全教職員、保護者、町内会などの地域と協働して行いました。来年度は、総合的な学習の時間の中に「防災」のテーマを設定し、授業参観や学校公開日での保護者や地域に向けての発表を視野に入れて計画しています。

引き続き、危機管理室や朝霞市地域防災アドバイザー、地域との連携を密にしながら学習を進めていきます。

○松下議長

学校でも様々な防災の取組をされていますので、地域とも連携を密にして、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

◎4 閉会

○松下議長

委員の皆さまから何かありますか。

御意見がないようですので、本日の総合教育会議の議事はすべて終了しました。

以上を持ちまして、令和7年度第1回朝霞市総合教育会議を終了します。